平成２５年（フ）第６０７８号
東京都足立区梅島２丁目11―15―205
債務者　黒沢　産朗
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７８号
静岡市清水区横砂1429番地の３
債務者　山口　昇
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
沖縄県うるま市石川２丁目30番27号
債務者　花城　絹江
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２２２１号
大阪市東淀川区下新庄３丁目２番16―103号、前住所大阪市東淀川区東淡路１丁目５番２―226号
債務者　大西　弘晃
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４３号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番　Ｃ２―306号
債務者　大内一二三
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８号
静岡県掛川市家代の里１丁目９番地の１
債務者　袴田　奈穂
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３８号
千葉県成田市山之作280番地１
破産者　小柴　正義
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２号
千葉県君津市人見３丁目12番２号201
破産者　有限会社杉工業
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２５７５号
札幌市白石区東米里2040番地112
破産者　株式会社富建
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２１号
岩手県花巻市金矢第４地割123番地２
破産者　有限会社Ｓ・Ｋムーヴ
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１５０４号
東京都中央区築地６丁目23番５号
破産者　株式会社海老丈
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７２７号
東京都板橋区小茂根１丁目１―２―105、開始決定時の住所東京都港区海岸３丁目９―40―2009
破産者　山口　哲夫
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６３０号
大阪府大阪市北区神山町１番３号　新扇町ビル
破産者　クレスト・インベストメンツ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０９３号
東京都港区赤坂３丁目16番11号
破産者　株式会社にぎわい
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６３号
横浜市港北区篠原町2746番地38
破産者　ガイアインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６号
三重県松阪市大黒田町1691番地２、住民票上の住所三重県松阪市駅部田町1699番地２
破産者　浦和　仁美
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１４号
三重県松阪市大黒田町1691番地２、住民票上の住所三重県松阪市駅部田町1699番地２
破産者　浦和　幸弘
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２２１号
愛媛県松山市和泉南２丁目13番11号
破産者　有限会社にのみや不動産
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０６号
愛媛県松山市三津１丁目３番12号
破産者　有限会社松田商店
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部